

防災拠点等となる建築物に係る 機能継続ガイドライン(案)について

平成30年3月
国土交通省 住宅局 建築指導課

- これまでの大地震においては、倒壊・崩壊には至らないまでも、構造体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が多く見られた。
- 特に、大地震時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等）については、大地震で倒壊等しないという建築基準法の目標に留まらず、大地震後に機能継続できるためのより高い性能が求められると考えられる。
- このため、大地震時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」）について、機能継続を図るにあたり参考となる事項を記載したガイドラインをとりまとめ、周知する。
※ 一般の共同住宅やオフィス等も、本ガイドラインを参考にして大地震後の居住継続、機能継続を図ることが考えられる。

＜熊本地震において機能継続に支障が生じた防災拠点建築物＞

| 施設 | 状況 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役場・役所等の庁舎 | 大津町、益城町、宇土市、人吉市、八代市の庁舎において、庁舎の損傷・倒壊等のため外部に機能を移転。※1 |
| 避難所 | 益城町で避難所指定された建築物は、新耐震基準又は耐震改修済のものであったが、非構造部材や構造部材の損傷・落下等により、避難所としての使用を検討した14棟のうち6棟が使用不可能であった。※2 |
| 病院 | 病棟の損壊等により、12病院で入院診療を制限した。※3 |

※1 総務省 熊本地震被害報より / ※2 国土交通省調べ / ※3 厚生労働省 熊本地震被害報より



庁舎における渡り廊下の構造部材の損傷



体育館における天井の損傷・照明の落下



病院における天井の落下

ガイドラインの目的と構成

ガイドラインの目的

- 防災拠点建築物について、大地震時に、建築基準法で目標とする最低水準(倒壊・崩壊の防止)に留まらず、機能継続を図るにあたり、建築主による機能継続に係る目標水準の設定及び設計者・管理者が当該目標を満足するために行う設計・運用に際して、参考となる基本的な事項や既往の指針、事例を示す。

ガイドラインの構成

- 本ガイドラインは、①ガイドライン本文・解説、②参考となる既往の指針、③参考となるプロジェクト・要素技術を掲載した事例集 により構成。

ガイドライン本文・解説

- ガイドラインの本体。
- 防災拠点建築物の機能継続を図るにあたり、企画・設計・運用の各段階において参考となる基本的な事項を示す。

参考となる既往の指針等

- 大地震時における建築物の機能継続を図るため、企画(目標設定)、各部の設計、運用を行うにあたり参考となる既往の指針等を紹介。

※構造体、非構造部材、建築設備、ソフト対策(備蓄・訓練・被災後の点検等)の分野ごとに掲載。

参考事例集 (参考となるプロジェクト・要素技術)

- 最近の大規模地震以降に計画・建築された庁舎、避難所、病院等の建築物で、防災拠点としての機能継続に配慮されている例(プロジェクト)を紹介。
- 併せて、個別の建築設備やシステム等の要素技術についても、建築物の機能継続に有用と考えられるものを体系的に整理して紹介。

※実際の設計は、法令に準拠するとともに、本ガイドラインにおける基本的な考え方を踏まえ、個々の既往指針や事例を参考にすることが考えられる。

ガイドライン本文・解説の主な内容①

- ガイドラインの本文・解説では、防災拠点建築物の機能継続を図るにあたり、企画・設計・運用の各段階において参考となる基本的な事項を示しており、機能継続に係る目標水準の設定や、構造計画(構造体・非構造部材の耐震設計)、設備計画(設備の耐震設計、ライフライン途絶対策)を中心に記載。

| 目次 | 主な内容 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. ガイドラインの目的 | <ul style="list-style-type: none"> • ガイドラインの趣旨・目的について。 |
| 2. 活用が想定される建築物 | <ul style="list-style-type: none"> • 庁舎、避難所、病院等を想定。(施設によっては設備の稼働が機能継続上不可欠なことに留意) |
| 3. 関係者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> • 建築主は、防災拠点として必要な具体的機能について、設計者や管理者に的確に伝える。 • 設計者は、本ガイドラインや各種指針、既往事例等を踏まえて設計を行う。設計を統括する立場の者は、構造体、非構造部材、建築設備等の設計全体を俯瞰し、共通の条件の下貫した設計が行われるよう、適切に管理。 • 管理者は、本ガイドラインや各種の既往指針等を踏まえて、日常の管理、大地震時の点検・復旧を行う。 |
| 4. 機能継続に係る目標 | <ul style="list-style-type: none"> • 建築主は、地域防災計画や組織のBCPに基づき、機能継続の目標を自ら定める。 • 設計者は、建築主が定めた目標に基づき、大地震における構造体、非構造部材、建築設備の状態について目標水準を設定。(例:建築基準法の1.25倍、1.5倍の構造耐力を確保等) また、災害・復旧シナリオを踏まえ、時間軸に沿った機能継続の目標を設定。(例:ライフライン途絶後72時間の自立を確保等) • 建築基準法で想定する極めて稀に発生する地震動を標準としつつ、より大きな地震動を想定することも可能。 |
| 5. 立地計画 | <ul style="list-style-type: none"> • 大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、リスクの低い場所を選定。 |
| 6. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> • 機能継続のために必要な規模の室、設備等を確保する。 • 緊急対応を行う活動拠点室等は、エレベーター停止の際のアクセスや浸水可能性も考慮した上で機能継続上の影響ができるだけ小さい階に配置。 |

ガイドライン本文・解説の主な内容②

目次

主な内容

| | | |
|------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 構造計画 | 7.1 構造体の耐震設計 | <ul style="list-style-type: none"> 大地震により、目標とする水準の機能継続に支障となる損傷を構造体に生じさせないこととし、構造体の変形量等を用いて検証。 設計の信頼性を高めるとともに、構造計算で直接想定しない事象に対しても一定の安全性を確保するため、余力の確保を考慮。 基礎について、機能継続上支障となる損傷、沈下、傾斜を生じさせない。 |
| | 7.2 非構造部材の耐震設計 | <ul style="list-style-type: none"> 大地震時の人命の安全及び二次災害の防止に加え、大きな補修をせず機能継続できることが必要。 大地震時の構造体の変形に追従するとともに、地震力等に対し必要な安全性及び機能継続性を確保。また、力の集中や共振を考慮して、余裕を確保。 |
| 8. 設備計画 | 8.1 建築設備の耐震設計 | <ul style="list-style-type: none"> 大地震時の人命の安全及び二次災害の防止に加え、大きな補修をせず機能継続できることが必要。 大地震時の構造体の変形に追従するとともに、地震力等に対し必要な安全性及び機能継続性を確保。また、力の集中や共振を考慮して、余裕を確保。 |
| | 8.2 ライフラインの途絶対策 | <ul style="list-style-type: none"> 対象建築物のライフライン(電力、ガス、上下水道等)の途絶時における機能継続、円滑な復旧を実現するため、エネルギー源・水源の確保、仮設設備・補給への対応性の向上等の対策を講ずる。 想定を超えた場合にもある程度対応できるよう、システムの並列冗長化・分散化を基本とする。また、一部の不具合が全体の機能喪失に波及しにくい構成や、代替設備の導入が容易な構成とする。 |
| 9. 平時からの準備 | | <ul style="list-style-type: none"> 大地震時における建築物各部の点検及び継続使用の可否を判定するための手順を明確化し、使用者等に周知する。 大地震時にライフラインが途絶した場合における、代替設備の運転、仮設電源・水源等の接続等の手順を明確化し使用者等に周知する。 大地震時の設備の停止やライフラインの途絶に備えて、適切な備蓄を行う。 |

参考となる既往の指針(例)

| 分類 | 名称 | 発行年 | 発行者等 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 1. 構造体・非構造部材・建築設備に関する総合的なガイドライン | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 2013 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| | 災害拠点建築物の設計ガイドライン(案) | 2017 | 国土交通省国土技術政策総合研究所 |
| | JSKA性能設計説明書2016年版(案) | 2016 | (一社)日本建築構造技術者協会 |
| | 文教施設の耐震性の向上の推進について(通知) | 1999 | 文部省大臣官房文教施設部長 |
| 2. 個別分野に関するガイドライン | 構造体 建築構造設計基準・同資料 | 2013・2017 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| | 基礎 2017年日本建築学会(中国)構造部門(基礎構造)パネルディスカッション資料「改訂によって基礎構造設計指針はどのように変わらるのか」 | 2017 | (一社)日本建築学会 |
| | 非構造部材 非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領 | 2003 | (一社)日本建築学会 |
| | 天井等の非構造部材の落下に対する安全対策指針・同解説 | 2015 | (一社)日本建築学会 |
| | 学校施設における天井等落下防止対策のための手引 | 2013 | 文部科学省 |
| | 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版) | 2015 | 文部科学省 |
| | 安全・安心ガラス設計施工指針 | 2011 | (一財)日本建築防災協会 |
| | 平成28年10月21日14時07分頃の鳥取県中部の地震による建築物等被害調査報告 | 2016・2017 | 国土交通省国土技術政策総合研究所/国立研究開発法人建築研究所 |
| | 平成28年(2016年)熊本地震による建築物等被害調査報告(速報)(第三次、第十一次、第十三次、第十四次) | 2016 | 国土交通省国土技術政策総合研究所/国立研究開発法人建築研究所 |
| | 淡路島付近を震源とする地震による建築物の被害調査報告 | 2013 | 国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人建築研究所 |
| 非構造部材 | 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)調査研究(速報) | 2011 | 国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人建築研究所 |
| | 阪神・淡路大震災調査報告 建築編ー5 非構造部材 材料施工 | 2000 | (一社)日本建築学会 |

参考となる既往の指針(例)

| 分類 | | 名称 | 発行年 | 発行者等 | |
|-------------------------------|------------------|------------------------------------|------|-----------------------------------|--|
| 2. 個別 分野に關 するガイ ドライン | 建 築 設 備 | 建築設備耐震設計・施工指針2014 | 2014 | (一財)日本建築センター | |
| | | 昇降機技術基準の解説 2016年版 | 2016 | (一財)日本建築設備・昇降機センター、(一社)日本エレベーター協会 | |
| | | 病院設備設計ガイドライン(BCP編) | 2012 | (一社)日本医療福祉設備協会 | |
| 3. その他 | | 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 | 2016 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 | |
| | | 市町村のための業務継続計画作成ガイド | 2015 | 内閣府 | |
| | | 被災建築物応急危険度判定必携 | 2010 | (一財)日本建築防災協会 | |
| | | 震災建築物の被災度区分判定 | 2015 | (一財)日本建築防災協会 | |
| | | 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 | 2015 | 内閣府 | |
| | | 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き | 2016 | 内閣府 | |

事例集の掲載事例①

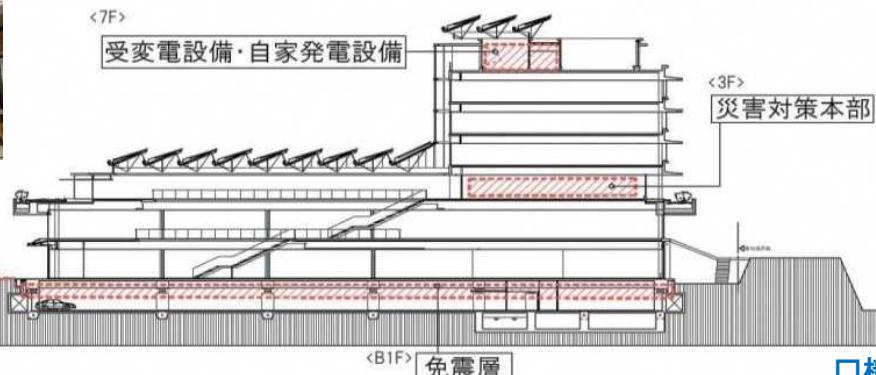
徳島県阿南市庁舎

(立地利便性を考慮し、老朽化した庁舎を、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域内となる現位置で防災拠点施設として建替え)



あなんフォーラム

HGL:TP+2.5
道路境界線
1FL:TP+3.5



移動電源車の接続口



トップライト

| | | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------|----|--------------------|
| 所在地 | 徳島県阿南市富岡町ノ町12-3 | | |
| 敷地面積 | 9,003.24m ² | 階数 | 地上7階、地下1階 |
| 延べ床面積 | 20,704.24m ² | 構造 | S造・RC造一部SRC造(免震構造) |
| 目標の設定 | 構造:I類／非構造部材:A類／建築設備:甲類 (官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房営繕部)に基づく) | | |

□建築計画

- 災害対応の中核となる課・室を3階フロアに集約。浸水を免れるだけでなく、低層棟の吹き抜けで庁舎内を広く見通せるよう工夫。2階床を3階から吊る構造としているため、柱が少なく見通しの良い執務フロアを実現。
- 庁舎1階部分の吹き抜け空間「あなんフォーラム」を津波時の緊急避難場所に指定。

□構造計画

- 免震構造とともに外周は二重偏心トラス梁を配置。免震部材の数を減らして建物の周期を長くすることで免震性能をより高めている。
- 液状化対策として地盤改良を実施。

□ライフラインの途絶等に対応した建築設備の機能確保 (電力・上下水道)

- 非常用発電機により72時間機能継続できる電力を確保。太陽光発電による電力も利用。また、道路側から電源車の接続可能。
- 上水道の途絶に備え、30tの貯水槽を設置し、3,000人が3日間過ごせる量を確保（在館想定は職員500人、避難者750人）。
- 下水道が途絶した場合は、地下の湧水槽を汚水槽として使用。(パッシブデザイン)
- 自然換気システムやトップライトの採用により、停電時においても空調や人工照明に頼らず、最低限の執務環境を維持。

いわき市地域防災交流センター 久之浜・大久ふれあい館 (東日本大震災における津波被災の知見を踏まえた避難施設)



外観



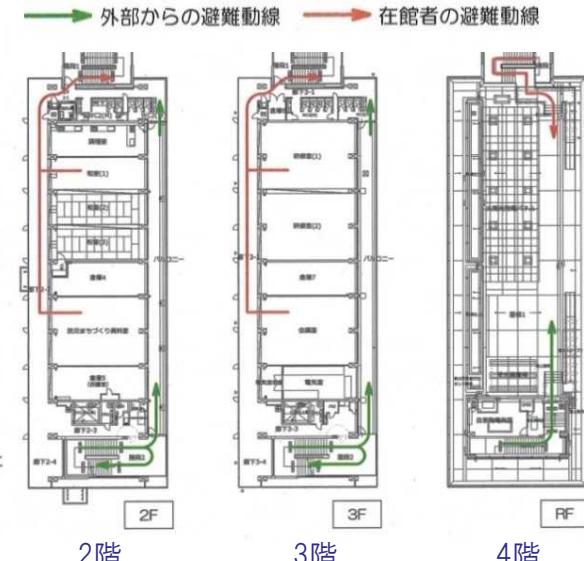
1階入口



3階廊下



平面図 1階



2階

3階

4階

| | | | |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----|------|
| 所在地 | 福島県いわき市久之浜町久之浜字中町32番地 | | |
| 敷地面積 | 2,418.81m ² ※ | 階数 | 地上3階 |
| 延べ床面積 | 2,207.39m ² | 構造 | RC造 |
| 目標の設定 | 構造: II類／非構造部材:A類／建築設備:甲類 (官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房営繕部)に基づく) | | |

※計画通知完了時

□建築計画

- 施設は、津波による浸水に備え、1階の高さを5.5mとし、2階以上に津波災害時の避難スペースや非常用の発電設備、備蓄倉庫などを配置している。 1階には支所と公民館の窓口を配置し、2階以上には平常時に市民コミュニティ活動や地域交流の場となる研修室・調理室などのほか、防災まちづくり資料室を配置している。

□構造計画

- 大地震等の災害に備え、耐震安全性の分類（構造体）II類として重要度係数1.25を設定している。

□非構造部材の耐震設計

- 建築非構造部材はA類とし、天井仕上材のグラスウールガラスクロスをスラブに直接貼っている。

□ライフラインの途絶等に対応した建築設備の機能確保 (電力・上下水道)

- 避難スペースは260人分を想定し、避難時間は3日を想定して、機能維持できるように非常用電源等の機能を確保している（太陽光発電設備(20kW)、自家発電設備、受水槽(35t))。
- 躯体のひび割れによる浸水を防止するため、直接の波力を受けないように各設備配管を保護している（サバイバルコアの設置）。

(参考) 検討体制・スケジュール

検討体制

(委員) (◎印:委員長)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 一方井 孝治 | (一社)建築設備技術者協会 |
| 海野 令 | 東京都 財務局 建築保全部 建築構造専門課長 |
| 大塚 雅之 | 関東学院大学 建築・環境学部 教授 |
| ◎久保 哲夫 | 東京大学名誉教授 |
| 塩原 等 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| 下秋 元雄 | (一社)日本エレベーター協会 専務理事 |
| 清家 剛 | 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授 |
| 常木 康弘 | (一社)日本建築構造技術者協会 |
| 寺本 隆幸 | 東京理科大学名誉教授 |
| 山田 哲 | 東京工業大学 科学技術創成研究院 未来産業技術研究所 教授 |
| 福山 洋 | 国土技術政策総合研究所 建築研究部長 |
| 奥田 泰雄 | 国立研究開発法人建築研究所 構造研究グループ長 |
| 山海 敏弘 | 国立研究開発法人建築研究所 環境研究グループ長 |

(五十音順)

(関係省庁)

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)
 総務省 消防庁 国民保護・防災部 防災課長
 文部科学省 大臣官房 文教施設企画部 施設企画課長
 厚生労働省 医政局 地域医療計画課
 救急・周産期医療等対策室長

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課長

(事務局)

国土交通省 住宅局 建築指導課

スケジュール (案)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・第1回委員会 (ガイドライン骨子試案等の検討) | 平成29年7月18日 |
| ・第2回委員会 (ガイドライン試案の検討) | 11月20日 |
| ・第3回委員会 (パブリックコメントに向けた検討) | 平成30年3月20日 |
| ・パブリックコメント | 3月末～4月中旬(予定) |
| ・とりまとめ | 5月(予定) |